

新たに源泉徴収義務者となられた方へのお知らせ

I 源泉徴収制度

源泉徴収制度とは、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税および復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額を計算し、③支払金額からその所得税等の額を差し引いて国に納付する制度です。

源泉徴収に係る所得税等を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。

II 源泉徴収をする時期

所得税等の源泉徴収をする時期は、現実には源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。

したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実には支払われなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。

III 源泉徴収をした金額の納付時期

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税等（以下「源泉所得税」といいます。）は、原則、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月 10 日までに納付しなければならないことになっています。

また、給与等の支給人員が常時 10 人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長の承認を受けることにより、源泉所得税を年 2 回にまとめて納付することができる、「納期の特例制度」が設けられています。

IV 源泉徴収所得税の納付方法

源泉所得税の納付は、e-Tax（イータックス）を利用したダイレクト納付などの「キャッシュレス納付」が便利です。

また、源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、**事前に e-Tax で所得税徴収高計算書（納付書）データを作成・送信する必要があります。**詳細は下表の④をご参照ください。

なお、納付すべき税額がない場合（納付税額 0 円）も徴収高計算書の提出が必要です。

※源泉徴収制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページからご覧ください。

内容	詳細	掲載先 (国税庁ホームページ)
① 源泉徴収のしかた	会社や商店などで通常行う源泉徴収事務の制度概要や事務手続を説明したものです。	 「新たに源泉徴収義務者 になられた方へ」ページ
② 源泉徴収税額表	給与等について、源泉徴収すべき所得税等の算出の際に使用するものです。	
③ 源泉徴収事務で使用する様式等	上記Ⅲでいう「納期の特例制度」を受けるための申請書や、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」等、源泉徴収事務に関する様式等を掲載しています。	
④ 源泉所得税の納税手続	e-Tax による徴収高計算書データの作成・送信方法やキャッシュレス納付に関する情報を掲載しています。	

使ってみると便利です! キャッシュレス納付!



キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続!
- ✓ 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

※ 源泉所得税の納付には利用できません。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ(Pay払い)により納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方



国税庁

キャッシュレス納付
の詳細は ⇒

